

## 家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項（公示）

### 1. 契約実績

掲載時点において、住宅確保要配慮者との契約締結実績はございません。

※保証委託契約の申込時に弊社対して住宅確保要配慮者であると申告した者を、住宅確保要配慮者として算入いたします。

### 2. 住宅確保要配慮者との標準的な契約の内容

#### ① 保証対象

- ・ 本保証委託契約は賃料滞納時の保険ではありません。滞納時にも賃料支払義務は当然に発生します。
- ・ 保証会社は、お客様の債務となる賃料等（申込書記載の月額請求合計）及び変動費、または賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払い出来ない場合に、保証会社が保証し、お客様に代わり賃貸人様にお支払いします。
- ・ 保証委託契約は、お客様より保証会社が受領した保証委託契約書または保証委託契約書頭書記載の保証委託契約締結日と賃貸借契約始期日のうち遅いほうの日より開始となり、賃貸物件の明渡しを以って終了となります。

#### ② 保証限度額

保証対象債務の上限金額は物件用途が住居・事業用の場合は月額賃料の 24 ヶ月分、駐車場の場合は月額賃料の 12 ヶ月分に相当する金額となります。なお、上記の債務については保証会社が一時的に支払を行いますが、最終的にはお客様の債務としてお支払い頂くことになります。

#### ③ 保証料

お客様には、契約時の保証委託料として、月額賃料等に対して 100% の初回保証委託料（具体的な金額は保証委託契約書または本頭書に記載。）をお支払頂きます。

以後、（年間）保証委託料として、年間 20,000 円（金額は保証委託契約書または本頭書に記載。）を 1 年経過月の前月末日までに頂戴します。なお、契約締結後は契約期間中に解約等が発生した場合においても、お支払いされた保証委託料の返還はありません。

### 3. 契約の締結条件

- ① 家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を原則として求めません。
- ② 家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族ほか関係者等の個人の連絡先に関する情報の提供を原則として求めません。